

随意契約理由書

1 案件名称

地方税共通納税システム開始に伴う大阪市税務事務システム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

3 履行期限

令和2年3月31日

4 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム（以下「システム」という。）は、システム機器の保守期限である平成27年1月の本稼働に向け、総合評価一般競争入札（平成23年11月25日入札公示）により業者を選定し、平成24年度より新システムの再構築を行い、平成27年1月にリリースを行った。

システムの再構築に際しては、課税の適正・公平化、税収の確保という基本理念に基づき、賦課から収納、滞納整理、決算、統計、証明書発行までの一貫性のある総合的なシステムを構築するという観点から、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通、基盤）のソフトウェア開発を行ってきた。

一方、次の理由によりシステムの整備要件が発生しているところである。

・次期 eLTAX の更改にあわせて既存の電子納税システムの運用が終了し、令和元年10月より共通電子納税が導入されることに伴い、平成30年度に税務事務システムを改修し、令和元年6月より共通電子納税導入試験を行ったが、令和元年10月の運用開始後、当初想定していない試験環境とは異なる形式の値がデータ連携される事象や、船場法人市税事務所収納管理担当で日々の収入照合を行う上で一部の納付情報が税務事務システム上と財務会計上で会計年度が一致しないため、税務事務システムの改修を行う必要がある。

システム整備やシステムを利用したテスト実施にあたっては、本市独自のクライアント・サーバ方式による開発を実施してきている経過から、各業務システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤（業務系ネットワーク・統合基盤システム等）との関連性等に熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難となり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがある。

また、システムの変更によるデグレードの発生は税務事務に支障をきたすことになることから、システムの安定的かつ円滑な運用を図ることができる業者は、税務事務及びシステム内容、開発時のノウハウ等を熟知し、保守・運用を行っているシステム再構築業者のみである。

さらに、税務事務情報については、そのほとんどが個人情報にあたるが、システム再構築・運用保守業者であれば、開発時から情報の適正な管理が徹底されているとともに、運用保守での実績もあり、情報管理の観点からも信頼性が高いと言える。

以上のことからシステムの内容及び開発のノウハウ等を熟知するシステム再構築・運用保守業者である株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

5 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係

(既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係) にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務)

6 担当部署

財政局税務部収税課 (収納管理グループ)

(電話 : 06-6208-7786)